別表七の三「11」の表中「他の通算法人の通算前所得金額の合計額（別表十八「25の計」）－(1)」を「他の通算法人の通算前所得金額の合計額（別表十八(一)「27の計」）－(1)」に、「他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額（別表十八「25の計」と「26の計」のうち少ない金額）」を「他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額（別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額）」に、「他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額（別表十八「26の計」）－(7)」を「他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額（別表十八(一)「28の計」）－(7)」に、「他の通算法人の通算前所得金額の合計額（別表十八「25の計」と「26の計」のうち少ない金額）」を「他の通算法人の通算前所得金額の合計額（別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額）」に改め、同表の記載要領第11号を次のように改める。

2　通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合（次に掲げる要件の全てに該当する場合を除く。）には、「通算対象欠損金額 (4)×(1)/(3) (5)又は」「通算対象所得金額 (10)×(7)/(9) (11)」の欄には、法第74条第１項（確定申告）の規定による申告書（以下この号において「当初申告書」という。）に添付された別表七の三「５」又は「11」の金額（既に当該通算法人の法第64条の５第７項の通算事業年度について次に掲げる要件の全てに該当して修正申告書の提出又は更正がされていた場合（(1)及び(2)において「既に修正申告等があつた場合」という。）には、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第２項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書のうち、最も新しいもの（(1)及び(2)において「直近修正申告書等」という。）に基づき「通算対象欠損金額 (4)×(1)/(3) (5)又は」「通算対象所得金額 (10)×(7)/(9) (11)」の金額として計算される金額。(3)ハにおいて同じ。）を記載すること。

(1)　当該通算法人及び他の通算法人（当該事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。(2)において同じ。）の全てについて、当初申告書に記載された別表四「52の①」の金額（既に修正申告等があつた場合には、直近修正申告書等に基づき別表四「52の①」の金額として計算される金額）が０以下であること。

(2)　当該通算法人又は他の通算法人のいずれかについて、「通算前所得金額（別表四「39の①」＋「40の①」）(1)」の金額が当初申告書に添付された別表七の三「１」の金額（既に修正申告等があつた場合には、直近修正申告書等に基づき「通算前所得金額（別表四「39の①」＋「40の①」）(1)」の金額として計算される金額）を超えること又は「通算前欠損金額（(別表四「39の①」＋「40の①」)が０を下回る場合のその下回る額）(6)」の金額が当初申告書に記載された別表七の三「６」の金額（既に修正申告等があつた場合には、直近修正申告書等に基づき「通算前欠損金額（(別表四「39の①」＋「40の①」)が０を下回る場合のその下回る額）(6)」の金額として計算される金額）に満たないこと。

(3)　次に掲げる欄にそれぞれ次に定める金額を記載して計算した別表四「52の①」の金額が０を超えること。

イ　別表四「８」の欄　租税特別措置法第61条の４第３項第３号（交際費等の損金不算入）の規定の適用があるものとした場合に別表十五「５」の金額として計算される金額

ロ　別表四「14」の欄　別表八(一)付表二「19」の欄が「非該当」であるものとした場合に別表八(一)「13」の金額として計算される金額

ハ　別表四「41」の欄　当初申告書に添付された別表七の三「５」又は「11」の金額

ニ　別表四「42」の欄　法第64条の７第５項（欠損金の通算）の規定の適用があるものとした場合に別表七(二)付表一「23の計」の金額として計算される金額

ホ　別表四「44」の欄　法第64条の７第５項の規定の適用があるものとした場合に別表七(一)「４の計」の金額として計算される金額及び別表七(四)「10」の金額の合計額

ヘ　別表四付表「４」の欄　別表八(一)付表二「19」の欄が「非該当」であるものとした場合に同表「24」の金額として計算される金額